許可申請

手数料

収入証紙

貼付欄

　　年　　月　　日

許　　可　　申　　請　　書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 住 | 所 |  |  |  |  |  |  |  | 氏 | 名 |  |  |  |  |

兵庫県知事　　様

 〒 申請者住所

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | － |  |  |  |  |

 申請者氏名

 （　　） －

 担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　電子メール

下記のとおり河川法第 　　 　　　条の許可を申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請区分 |  新規 ・ 継続　 　　権利 地位変更（工期・　　） 譲渡　承継 | 法区分 | 条文区分 | 申請区分 |
|  |  |  |  |  |  |
| 現許可番号 | 兵庫県指令但馬（新土）河第 　　　号の |  |  |
| 現許可年月日 |  　　　　　 年　　　月　　　日 |  |  |
| 河川の名称 |  級河川 　 川水系 川 |  |  |  |  |  |  |
|  占 用又は行為の場所 |  から まで |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  占用又は行為の主な目的 | 自己居住用 ・ 農林水産業用その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |
| 占用物件の数量・規格・構造等 |
| 物　件　名 | 寸法（外径） | 数量(延長・面積等) | 単 位 | 種　別 | 枝　 名 | 等地 |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |
|  |  ・ ｍ |  ・ |  |  |  |  |  |  |

 （注）太枠内は記入しないで下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 占用の期間 | 許　可　の　日　　　　から　　　年　　　月　　　日まで |
| 工事の期間 | 　　　年　　　月　　　日　　から　　年　　　月　　　日まで |
| 行為面積 | 河川区域内　　　　　　　　　　　　㎡ | 　河川保全区域内　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 行為の内容 |  |
|  工事の  実施方法  |  |
|  |  |

添　付　書　類

１　新規又は変更申請の場合（正本１部及び河川管理規則別表の部数による写し）

(1)位置図　(2)平面図　(3)横断図　(4)縦断図　(5)求積図　(6)占用物件の構造図

(7)損害賠償責任負担請書(8)現況ｶﾗｰ写真(9)委任状(10)その他所長の必要と認めるもの

（注）変更申請の場合は、現行の許可書（写）及び変更理由書を必ず添付すること。

２　継続申請の場合（正本１部及び河川管理規則別表の部数による写し）

 (1)位置図(2)平面図(3)求積図(4)現行の許可書（写）(5)現況カラー写真(6)その他所長の必要と認めるもの

記 入 上 の 注 意

(1) 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 河川法施行規則第39条の規定により、複数の申請を同時に行うときは「第　条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(3) 河川管理者以外のものがその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」については記載しないこと。

(4) 河川法第27条及び第55条第１項等の許可申請を行うときは、行為面積・内容・実施方法欄を詳細に記載すること。また、「工事の実施方法」については、工事の実施にあたっての治水上の措置、及び施行の順序等について具体的に記載すること。

(5) 変更申請の場合は、変更となる許可事項を新（黒字）旧（赤字）対照書きすること。

(6) 申請に権利譲渡または地位承継を伴うときは、該当する申請区分を○で囲み、別紙様式に必要事項を記載して提出すること。